

V 民事執行制度の変遷と現在の動き

内田 義厚

第1 はじめに

1979年に制定され、1980年から施行された民事執行法は、それまで別々の法律に規定されていた強制執行手続と担保権の実行手続を統合し、かつ手続の迅速化や買受人の地位の安定を図るといった点で画期的な立法であった。同法は、施行当初数年は新たな実務の定着に向けた試行錯誤が続いたものの、次第に安定した運用が図られるようになっていったといえる。しかし、1992年から1993年にかけてのいわゆるバブル経済崩壊を契機とした競売事件の急増及び処理の滞留化、執行に対する妨害行為の横行などといった大きな試練に立たされることとなった。ここでは、かかる試練への対応をはじめとする、ここ20年間における民事執行制度の変遷を大まかに整理し、今日での到達点を明らかにするとともに、現在進行中の民事執行法改正作業について紹介する。

第2 執行制度の変遷

1 手続の担い手による積極的運用

競売不動産の占有や賃借権（特に妨害目的の短期賃借権）の設定による執行妨害への対処は、民事執行法の施行当時から問題になっており、これに対しては、実体法の観点から、執行妨害目的の占有者に対する、抵当権に

基づく妨害排除請求が認められないかという点が問題になり、これを肯定する下級審裁判例も見られた。しかし、最判1991.3.22は、「抵当権は、設定者が占有を移さないで債権の担保に供した不動産につき、他の債権者に優先して自己の債権の弁済を受ける担保権であって、抵当不動産を占有する権限を包含するものではなく……第三者が何らの権原なくして抵当不動産を占有している場合においても、抵当権者は、抵当不動産の占有関係について干渉しうる余地はない」とし、この理は短期賃貸借が民法395条ただし書の規定（筆者注・平成15年改正前の旧民法395条ただし書）により解除された場合も同様に解すべきものとして、抵当権に基づく妨害排除請求及び所有者の返還請求権の代位行使に基づく妨害排除請求はいずれも認められないとした。これにより、執行妨害行為を実体法の解釈（抵当権に基づく妨害排除を認めるという解釈）から解決する方向は頓挫し、代わって、実務においては、執行手続での対処（民事執行法に基づく保全処分を利用して、執行妨害行為を排除する）が大きくクローズアップされることになった。これに対して、当時の売却のための保全処分（民事執行法55条）は、著しい価格減少行為を要件とし、かつ、保全処分の相手方を「債務者」に限定していたことから、どこまで執行妨害対策として有用かが問題になったが、東京地裁をはじめとする執行裁判所の積極的な解釈運用（価格減少行為の意義につき、競売目的物に対する物理的な毀損行為に限らず、競争売買を阻害する行為も含むとの解釈を採用したことや、保全処分の相手方についても、変遷はあったものの、最終的には執行妨害目的の占有者を直接の相手方とすることができるとの解釈に至ったこと）や、現場の執行官による保全処分の迅速かつ適正な執行によって、執行妨害行為は徐々にではあるが、影をひそめるようになっていった。

2 立法及び解釈による手続法変革と判例変更

この時期は、住宅金融専門会社（住専）の不良債権処理が社会問題化し、民事執行手続に大きな関心が寄せられた時期であったが、その中で、

引渡命令や保全処分の規定を中心として、民事執行法の欠陥が顕在化し、その結果、立法府の関心を引き寄せた結果となった。そして、1996年の民事執行法改正において、保全処分の相手方が執行債務者のみならず、占有者等にも拡大され、引渡命令の相手方についても、執行債務者のみならず、占有者（事件の記録上買受人に対抗することができる権原により占有していると認められる者を除く）にまで拡大された。このような法改正を執行官事務の観点からみた場合、それは現況調査、保全処分及び引渡執行の判断の容易化をもたらし、より確実に迅速な競売手続の進行に寄与するものであったといえることができるように思われる。すなわち、保全処分については、執行債務者はもとより、差押債権者に対抗できる権原を有しない者が価格減少行為をし、又はその行為をするおそれがある場合には、その者と債務者との関係を問題にすることなく、保全処分が発令できることとなり、執行官としても、現況調査及び保全処分の執行がその分容易になったといえることができる。また、引渡命令についても、相手方の範囲が、所有者及びその一般承継人と、それ以外の不動産の占有者（ただし、事件の記録上買受人に対抗することができる権原により占有していると認められる者を除く）となって、相手方の範囲が相当程度明確になったことにより、現況調査においても、占有及び占有者の有無のほか、上記対抗できる権原に基づく占有か否かを判断する上で必要な事実関係を調査すれば足りるということになり、執行官の現況調査事務の負担が大幅に軽減され、適正かつ迅速な現況調査の実現に大きく寄与したものである。

さらに、その後の1998年の民事執行法改正及び関連法整備では、さらなる競売手続進行の迅速化を実現する観点から、民事執行手続を不当に遅延させる目的でされた執行抗告については原審で却下できることとし（10条5項4号）、また、競売事件の滞留を解決するため、3回売却に付しても売却されなかった物件について一定の要件の下に執行手続を停止ないし取消す制度が設けられたが（68条の3）、執行官事務にとって大きな影響を与えた改正は、(1)目的物件や件外物件に関する調査権限の強化や、電気・ガ

ス・水道といったライフラインに関する契約や使用状況の調査権限が認められたこと（57条5項）、及び(2)「特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法」（いわゆる特定競売法）の制定・施行であった。このうち、(1)については、件外物件も含めた目的物の占有状況、占有の開始時期及び占有者の特定等において、より客観性の高い資料の収集を可能にするものであったが、これらの調査権限の活用によって、より精度の高い現況調査が可能になったものであり、地味な分野ではあるが、執行官事務にとって大きなプラスの影響を与えた改正であったといえる。これに対し、(2)のいわゆる特定競売法は、住宅金融債権管理機構等の特定債権者が申し立てた競売手続につき、特定債権者が目的不動産の現況及び評価に関する書面を提出し、その内容につき執行裁判所が相当と認めた場合には、執行裁判所による現況調査及び評価人による評価手続を省略できるとしたものであるが、施行後に数件の例があったのみでその後は全くといってよいほど利用されず、同法も10年の時限経過とともに廃止となった。このように利用が低調であった原因はいくつか考えられるが、執行官事務との関係では、特定債権者が現況調査の手法において執行官ほど習熟できなかった部分が多かったこと、執行官による場合に比べて調査コストが高く、迅速かつ低廉な現況調査の実現に寄与するものではないとの判断が債権者に働いたものと思われる。

さて、このような立法の援護もあって、執行手続についてはようやく正常化の端緒が開けてきたが、執行妨害行為の抑止という見地から、判例もその動きを活発化させるようになった。その最大の現れが、競売目的不動産の占有者に対する、抵当権に基づく明渡請求を肯定した最高裁判所大法廷1999年11月24日判決であった。この判決は、競売目的不動産に不法占有者がいた場合に、同不動産の抵当権者が所有者に代位して明渡請求をした事案につき、かかる不法占有によって競売手続の進行が害され、適正な価額よりも売却価額が下落するおそれがあるなど、抵当不動産の交換価値の実現が妨げられ抵当権者の優先弁済権の行使が困難となるような事態があ

るときは、抵当権の効力として、目的不動産の所有者に対し、そのような事態を是正し目的不動産を適切に維持又は保全するよう求める請求権を有するとした上で、これを保全する必要があるときは、所有者の妨害排除請求権を抵当権者が代位行使できるとし、さらに、抵当権に基づく妨害排除請求も認められるとした。これは、抵当権に基づく妨害排除請求を否定した最判1991年3月22日を変更するとともに、従来の抵当権に関する通説的理解（目的物の価値を把握する権利であり、その目的物の占有関係については干渉し得ない）から脱却し、一定の場合には明渡請求をはじめとする物権的請求をなしうるとした点で画期的なものであり、実体法的側面からの変革の集大成としての意味を持つ判例であったといえることができる。

3 実体法・手続法の両面での根本的変革

以上のような手続の変革は、その時代における執行官事務をはじめとする執行法の解釈運用に大きな変革をもたらしたが、その後における実体法も含めた解釈運用や、執行手続の担い手の役割、さらには権利実現のあり方の再構築といった点にも大きな影響を及ぼし、次の根本的変革期の底流を形成することになった。その具体的内容は多岐にわたるが、(1)権利実現の実効性確保の要請の強まり、(2)不良債権処理に対する国民的関心の高まりと、債権回収の公的性格化、(3)債権者の性格変化と競売市場の全国化、(4)規制緩和・規制改革論の台頭、(5)担保制度に関する新たな展開、(6)執行手続の担い手に対する関心の高まり、の6点を挙げることができる。

(1) 権利実現の実効性確保の要請の強まり

平成13年6月12日に公表された司法制度改革審議会意見書は、民事執行制度の強化という項目において、「権利実現の実効性を確保するという見地から、債務者の履行促進のための方策、債務者の財産を把握するための方策、占有屋等による不動産執行妨害への対策など民事執行制度を改善するための新たな方策を導入すべきである。」として、権利実現の実効性確保のための方策の導入を提唱した。そしてこれが後の平成15年の担保・執

行法改正につながることになり、その中で、後述するように、執行官の果たしてきた役割に注目が集まるようになった。

(2) 不良債権処理に対する国民的関心の高まりと債権回収の公的性格化

住専問題に端を発した金融機関の不良債権処理問題は、その後、都市銀行等をはじめとする大手金融機関の破綻処理問題へと発展し、その中で、国民負担の問題（国による救済問題）が大きな政治的課題となった。このような動きの中で、従来における金融機関の債権回収問題の枠組み（個々の金融機関等の貸し手側と借り手側との間の私的債権をどのように処理するかという私法上の関係処理の問題）に大きな変化が生じ、債権回収問題が公的問題としての色彩を強く有するようになったのである。そして、この流れを強化する役割を果たしたのが、不良債権一般の回収を主たる業とする整理回収機構の設立（1996年10月1日）であった。そして、この整理回収機構は全国的な不良債権回収組織としての性格を有していたことから、従来の地域性を基礎とした金融機関とは異なり、全国の執行実務との接点が生じることとなった。

(3) 債権者像の変化

債権回収問題が国民的関心事となってきたことは前述のとおりであるが、これと並行して出現したのが、債権回収会社（サービサー）であった。サービサー制度は、前記平成10年の民事執行法改正及び関連法整備とともに、「債権管理回収業に関する特別措置法」（サービサー法）に基づき設けられたものであるが、サービサーは、元々貸金債権を有していた金融機関（オリジネーター）から当該債権（特定金銭債権）を譲り受けるか、又は回収の委託を受けて、債権の管理・回収に当たる機関である。このようなサービサーの性格を債務者から見た場合、従前の債権者との関係がサービサーへの債権譲渡等によって断ち切られることになり、従来の債権者と債務者間の債権管理・回収とは違った原理や力学が働くこととなった。

また、都市銀行をはじめとする大手金融機関の破綻処理や、いわゆる護送船団方式から事後規制型社会への転換に伴う競争力の強化といった観点

から、金融機関の統廃合が進展した（いわゆるメガバンク化）。これも、上記サービサーの場合と同様に、従来の債権者と債務者との関係が断ち切れ、従来とは違った形での債権管理・回収に関する原理や力学が働くこととなった。また、メガバンク化の進展に伴い、統合後の金融機関の営業エリアは拡大し、その結果、整理回収機構と同様に、全国の執行実務との接点が生じることとなった。

(4) 規制緩和・規制改革路線の台頭

バブル経済崩壊後の執行事件の大量滞留を契機に、執行事務を裁判所が独占的に担っていることにも再検討が加えられるようになった。このような中で、民間競売手続の構想や、最低売却価額制度の廃止論等が主張され、これが後の法改正等の底流の一つとなっていった。

(5) 担保制度に関する新たな展開

担保権、特に抵当権については、従来は目的物の交換価値を把握する権利であり、目的物の占有・使用には干渉しないという立場が支配的であったが、これに対しては、大きな二つの流れが現れてきたように思われる。その一つが、前記最大判平成11年11月24日を大きな契機とした抵当権の本質及び効力に関する議論であり、もう一つは、抵当不動産の収益に対する執行に関する、抵当権の性質論からの再検討であった。

また、実務的には、バブル経済崩壊後の不良債権問題の主因が、不動産に対する過剰な与信供与にあったという点に対する反省及び、融資対象業態の多様化やそれに伴う担保の多様化による融資機会の拡大及びリスク分散等の観点、あるいは不動産・動産又は債権の流動化促進といった観点から、動産・債権担保（ABL）やプロジェクトファイナンスなどがクローズアップされてきたのも、この時期の特徴といえる。このような動きを立法面で支えたのが、1998年に制定された、動産及び債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（動産・債権譲渡特例法）による動産譲渡登記や債権譲渡登記制度であり、これを基礎とした譲渡担保制度であった。

(6) 執行手続の担い手に対する関心の高まり

バブル経済崩壊後の執行事件の大量滞留期には、執行官をはじめとする執行担当者（裁判官、書記官、評価人等）が大幅に増強されたこともあって、これら担い手の具体的役割およびそのあり方に対する関心も高まった。前記特定競売法も、かかる関心又は問題意識から生み出されたものといつてよいが、特に、執行官事務については、その正確な理解とそれに基づく適切な施策の実現のために、執行官サイドから事件処理の実情等に関する積極的な情報発信がなされるようになっていったのも、この時期の特徴であった。

4 2003年改正と2004年改正

(1) 法改正の動き——2003年改正及び2004年改正——

前述したような流れの中で、2003年に民法（担保法）及び民事執行法の改正がなされた。改正内容は多岐にわたるが、不動産執行関係で重要なものとしては、(1)短期貸借制度の廃止と明渡猶予制度の創設、(2)担保不動産収益執行手続の創設、(3)保全処分の強化、(4)担保不動産内覧制度の創設、(5)明渡執行手続の改正等が挙げられる。これら制度の詳細及びその評価については、本稿のテーマとの関係から、主として(1)、(2)及び(3)の各制度について絞って紹介することとしたい。

まず、(1)の短期貸借制度の廃止と明渡猶予制度の創設についてであるが、改正前の民法395条では、抵当権設定後に設定された賃借権であっても、その利用権を一定期間保護すべきとの判断に基づき、建物であれば3年間は抵当権者及び買受人に対抗できる（明渡しを拒むことができる）という規定が置かれていた。しかしこれは、抵当権に基づく競売に対する妨害手段として悪用されることが多く（貸借の偽装や多額の立退料要求など）、不動産執行の実務上は、実質的に保護に値する賃借権のみを同条の保護の対象とし、それ以外の妨害目的の賃借権は抵当権者及び買受人に対抗できないという処理をしていた。しかし、このような運用面の努力では限界が

あることから、抜本的施策として、かかる短期賃貸借制度を全面的に廃止して、抵当権設定後に設定された賃借権は抵当権者及び買受人に対抗できないとし、そのかわり、それによって生活場所を奪われる賃借人に対しては、買受人に所有権が移転してから6か月間の明渡猶予を認めることにしたものである。

次に、(3)の保全処分の強化は、前記1996年改正以来の執行妨害対策の一つの到達点を示すものと位置付けられる。ここでは、保全処分の要件につき、改正前は『著しい価額減少行為』となっていたものを、単に「価額減少行為」があれば足りるとして、保全処分が発令されやすいように改正されるとともに、次から次へと占有者を入れ替えて執行を妨害する行為に対処するため、占有者を特定しなくても保全処分を発令できるようにしたものである。

最後に、(2)については、抵当権の効力に関する理論的な視座の転換（収益担保価値の積極的肯定）を示すとともに、これまでの物上代位の限界や弊害等を解決するという実務的意義があったものといえる。すなわち、収益執行制度が開始されるまでは、かかる収益に対する執行手段として用いられていたのは、抵当権に基づく物上代位権の行使により、賃貸人が賃借人に対して有する賃料債権を差し押さえ、その賃料によって債権回収を図るという手段であったが、この方法によると、賃貸人は賃料収入が得られないため、建物管理の意思を失って建物が荒廃したり、一部抵当権者による抜け駆けを許容することになって相当ではないといった問題点が指摘されていた。担保不動産収益執行手続では、管理人を選任して収益の回収や配当などを実施し、同時に目的物の管理をある程度行うことで、その収益価値を維持するということが可能になったといえる（なお、管理人としては、執行官が選任されている事案が多く、これは不動産執行の専門家としての執行官の役割に対する評価の現れとみることもできるように思われる。

なお、(5)の明渡執行手続の改正では、従来から実務上の措置として行わ

れていた執行官による明渡しの催告の運用が法制度化され、当事者恒定等の効力も付与されるようになったが、これは、前記の通り、それまでの執行官事務について広く情報提供がされ、その結果、明渡催告の効用が積極的に評価されたものということもできよう。他方、(4)の内覧制度については、競売不動産の売却促進のために設けられた制度であるが、その利用は低調である。従来実務上のニーズが高かった制度ではなく、また、内覧実施に伴う様々なトラブルを懸念してのことか、申立てそれ自体が少ないことが原因であると言われている。

そして、2004年には、再度民事執行法の改正が行われた。これについても改正内容は多岐にわたるが、その中で最も重要なものとしては、最低売却価額制度の廃止と売却基準価額及び買受可能価額制度の創設が挙げられる。これは、従来の最低売却価額制度を、売却の円滑化の促進という観点から、二本立ての価額制度に改めたものであるが、買受可能価額制度（売却基準価額よりも2割程度低額での入札が認められたこと）により、従来よりも売却率がさらに向上し、迅速な売却が可能になったという点において、より売却が円滑化したということができるようと思われる。

(2) 執行官制度改革

このような法改正の動きに合わせて、執行官制度やその事務処理態勢についても、様々な変革の動きが見られた。まず、執行官制度については、売却手数料の均等配分制度が1999年7月から実施され、全国の執行官の経済基盤の整備が実現した。また、執行官の職務を遂行するに相応しい有為な人材を広く募り、又、選考過程の透明性を確保する見地から、公募制及び採用選考が広く行われるようになっていった。そして、そのような一連の改革の中で、2002年4月に総括執行官制度が発足し、経験豊かで人格識見ともに優れた各地方裁判所所属の執行官が就任して、他の執行官に対する執務の指導監督、後進の育成等の事務に当たることとなった。

このような執行官制度の整備とともに、執行官が担う実際の事務についても、様々な運用改善の動きが見られた。特に現況調査事務に関しては、

日本執行官連盟の部会において、現況調査報告書の記載内容及び様式の統一化が検討され、2002年12月に取りまとめがされたことが最も大きな動きであった。これは、インターネットによる3点セット（現況調査報告書、評価書、物件明細書）の情報提供が現実的な課題になりつつあった時期に、前記した債権回収の公的性格化、競売市場の全国化といった流れを踏まえつつ行われたものといえる。

(3) 評価制度及び評価人改革

一方、不動産競売物件の価額評価を担う評価人についても、2001年以降、インターネットによる3点セット公開の動きに合わせて、全国的な評価基準標準化の作業が始動し、2010年4月に全国評価人ネットワークの委員会において「競売不動産評価基準」が策定され、さらに、2012年4月、「競売評価書標準書式」が同じく策定されるに至った。そして、現在も、よりわかりやすい評価書作成、より適正かつ迅速な評価を行うための方策の研究が継続している。

(4) 裁判所書記官の権限の拡大

民事執行法は、その制定当初から、様々な手続に関する決定権を裁判所書記官に大幅に委ねており、そのような中で執行手続を担う優秀な裁判所書記官が多数出てくるようになった。2004年の民事執行法改正は、このようなことを背景に、従来は執行裁判所（裁判官）が行っていた事務につき、さらに裁判所書記官に権限を移す改正がされた。特に、競売不動産に関する権利関係を買受希望者に説明する文書である物件明細書の作成や、配当における各債権者の配当順位及び配当額を記載した配当表の作成の権限が裁判所書記官に移ったことは画期的であり、さらに、少額訴訟（請求額が60万円以下の金銭請求にかかる訴訟）に関する判決等に基づいて債務者の第三債務者に対する金銭債権に対する強制執行を行う場合、裁判所書記官も執行機関となることができるようになったことは、これまでの執行裁判所や執行官以外に、新たな執行機関が創設されたという点でこれまた画期的なものであったといえる。

第3 執行制度の現在と民事執行法の改正作業

1 2003年改正, 2004年改正及び制度運用改革の評価

(1) 法制度面での評価

2003年改正や2004年改正によって新設または改正された制度については、(1)運用上の努力と相まって初期の成果をあげつつあるもの、(2)これまでの実務の蓄積が少なく、なお解釈や運用で多くの問題を残すもの、(3)当初の制度設計と現状で齟齬が生じ、今後の改正が課題になりつつあるもの、(4)所期の成果が挙げられないまま推移しているものの4つに分類できると考える。

まず、(1)に属するものとしては、担保不動産競売、特に保全処分に関する改正と売却基準価額制度、明渡し催告、扶養義務等債権に基づく強制執行が挙げられる。保全処分は、実際の申立件数は少なく、制度としてそれほど利用されているわけではないが、その発令が容易になったことで執行妨害行為に対する抑止的効果が強くなったためと推測される。売却基準価額制度は、従来の最低売却価額制度異なり、買受可能価額制度との二本立てとなったものであるが、実際の運用においては、後述のとおり、より高額な売却基準価額を上回る形での売却が大半を占めているとのことであり、1回の入札手続きで売却された物件の割合は9割を超えるものとなっており、かなり安定しているといえる。明渡し催告は、これまでの実務運用を追認して明文化したものであり、従来と同様に運用されている。扶養義務等債権に基づく強制執行は、子供の養育費の不払いに対する強制執行が大半を占めるが、差押え禁止債権の範囲が通常より狭く、実務運用において、毎月分の配当が迅速にされるよう努力していることもあってか、利用件数は多い。

次に、(2)に属するものとしては、担保不動産収益執行である。担保不動産から得られる賃料などを担保権に基づいて継続的に差し押さえ、これを

裁判所が選任した管理人が回収し、債務の弁済に充てる制度であるが、当初予想したよりは利用件数が少ない。わが国では、平成15年改正前から、債務名義に基づく強制執行については強制管理という制度があったが、これについても利用は低調であった。これは、このような手続に適した物件が少ないのではないかと、これと類似の制度で、より簡易に行えるものとして、抵当権による物上代位制度があり、こちらの方を選択する債権者が多いためではないかといった推測がされているが、必ずしも明らかではない。今後、どのようにして利用を増やすか、また、不動産管理を適切に行いつつ、収益を効率的に回収するにはどうしたらよいかといった点について、今後も試行錯誤が続くのではないと思われる。

次に、(3)に属するものとしては、財産開示制度がある。財産開示申立ての件数は、2013年の最高裁判所の統計によれば、2004年から2013年までは、それぞれ718件→1182件→789件→663件→884件→893件→1207件→1124件→1086件→979件となっており、比較的小幅な増減はあるものの、それほど大きな変化は見られない。このような申立ての件数それ自体をみる限り、財産開示手続は相応の利用がされているということはできようが、問題はその内容ということになる。これにつき、財産開示事件の終了態様をみると、2012年においては、既済となった1126件のうち、財産全部の開示等がされた件数の割合が30.8%、全部または一部不開示あるいは期日不出頭の合計が37.3%、取下げが29.2%、その他が2%となっており、このような割合は、ここ数年はほぼ同じ傾向となっている。このような数字からは、財産関係について債務者から全部開示を受けている例は比較的少なく、期日に出頭しなかったり、開示が不十分に終わっている事案が少なからずみられるということが窺われるのであり、財産開示手続が所期の効果を上げているとはいえないように思われるところである。また、財産が全部開示された事案についても、筆者の裁判官時代の実務経験に照らすと、多くのケースはめぼしい財産は既に売却や相殺等で失われていて、いわば「財産が存在しない」ことを開示期日で確認するような事案が少な

からず見られたのであり、その意味で、実効性に乏しいものが多かったということもいえるように思われる。

日本の財産開示制度の枠組みは、債務名義を有する債権者からの申立てに基づき、債務者が自己の財産を裁判所で自主申告するという形であるが、立法の際にも、その実効性がかなり疑問視されていたものである。これについては、現在、法務省において法改正の検討が進んでいるが、その内容は後述する。

次に、(4)に属するものとしては、競売不動産の内覧と、担保権に基づく動産競売が挙げられる。まず、内覧が低調なのは、いわゆる三点セットの記載内容の充実およびインターネットによる情報提供システム（BITシステム）が大きく影響しているものとみられる。同システムは、2002年から順次各裁判所で導入され、2012年10月に不動産執行事件を担当するすべての裁判所（全本庁及び123の支部）において導入が完了している。そして、BITのトップページへのアクセス数は月75万件程度、三点セットのダウンロード数は月1000万件にも及んでいる。この情報の中には、限られた枚数ではあるが、写真が添付されており、これでかなりの程度の情報が得られるようである。また、内覧の申立人となることができる者が差押債権者に限定されているところ、無用のトラブルを避けるという意味で内覧申立てを敬遠する向きがあるようであり、対抗力ある占有権原を有する占有者がいる場合はその同意を要するとされていることも、制度利用が低調な一因とみられる。

動産競売についても利用件数が少なく、これは、動産売買先取特権に基づく競売についても同様といえる。もともと我が国においては動産に対する執行が低調であり、この点についても、後述のとおり、近時立法提案がされるようになってきている。

(2) 運用改革の評価

① 不動産評価改革

前記したように、改正担保執行法施行後の競売不動産価額をめぐる

動きには目まぐるしいものがあったが、ここでの議論は、競売不動産の適正な評価が競売制度の根幹を形成する重要なポイントであることを再認識させる契機になったといえるものであった。その結果、現在までの実務運用は、競売不動産評価の標準化、評価書書式の標準化によって一応の完成をみたということができよう。また、売却基準価額制度と買受可能価額制度との関係については、実際の売却事務においては、売却基準価額を超える価額での売却が大半を占めており、買受可能価額以上・売却基準価額未満での売却数は多くないとのことである。このことは、売却基準価額設定の基礎となる評価が市場に受け入れられており、適正な競争に基づく売却が行われていることの表れとみることができるように思われる。

② 事件処理の迅速化

従来、担保不動産競売手続において迅速化の妨げとなっていたのは、①現況調査、評価をはじめとする売却準備手続の長期化、及び②再売却による手続の長期化であると指摘されていたが、最近では、改善傾向が著しい。まず、①については、現況調査命令発令から現況調査報告書提出までの期間が以前に比べてかなり短縮されている（実務上は命令後6週間以内の提出が命じられているが、権利関係の確定が比較的単純な物件については3週間程度で提出されることも珍しくない）。また、評価についても、評価命令発令から評価書提出までの期間が短縮されつつある（こちらも、現況調査報告書と同様に、権利関係等が比較的単純で、迅速評価が可能なものについては3週間程度、標準的な物件でもおおむね4週間程度で提出されているようである）。その結果、競売開始から売却実施処分に至るまでの日数、また、売却から配当までの日数もまた短縮されつつあり、権利関係の比較的単純な物件については、競売開始決定からおおよそ9か月で配当に至るという事案も多くみられる。また、売却率についても、近年の全国平均の推移をみると、2002年に5割であった売却率は、2003年度に6割、2004年に7割

を超え、2006年には81.3%となった。その後、2007年から2009年はリーマンショックなどの影響から若干低下したものの、2012年は79.8%にまで回復し、その後は90%をはるかに超えており、極めて順調に推移している。

2 民事執行法の改正

(1) 財産開示制度の改正

財産開示制度は、前記したとおり、その後の運用状況は順調とはいえ、利用件数も少なかった。今回の法改正においては、財産開示手筒期の申立てに必要とされる債務名義の種類を拡大し、民事執行法上債務名義になりうるものとされているすべてのものに基づいて財産開示手続を申し立てることができるようにすべきとの提案がされている。次に、手続違反(期日への不出頭や虚偽の陳述等)に対する制裁が、現在は30万円以下の過料と軽いことから、これを引き上げるべきとの提案がされている。そして、今回の財産開示制度改正の中心とでもいうべき制度が、第三者から債務者の財産に関する情報を取得する制度の新設である。これは、債務名義を有する債権者からの申立てにより、裁判所が、債務者財産に関する情報を保持しているとみられる第三者に対し、財産の有無等の回答を求めるという制度である。この場合、情報提供を求める第三者の範囲や、求める情報の内容が問題になるが、現在のところは、預貯金に関する情報を保有している銀行や郵便局などの金融機関、債務者の勤務先に関する情報を保有している市町村など、株式等の情報を保有している振替機関が第三者として想定されている。また、この手続を実施する要件として、債務者が出頭する財産開示期日を経る必要があるのかといった点も議論がされている。このような情報取得制度は、日本よりも台湾の法が進んでいることは、私は以前から承知しており、これまでも何度か台北地方裁判所などで現状について視察させていただいたり、台湾の司法院の方々と意見交換する機会を頂いた。

(2) 子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化

日本においても、離婚協議中、あるいは離婚後の子の監護を父母のどちらが行うかについて深刻な対立が生じることが多く、その際には、父母間で子の奪い合いが生じることが稀ではない。その場合、日本では、当初は、人身保護法による人身保護手続が利用されてきたが、それを制限する最高裁の判決が出てからは、主として家庭裁判所の手続で子の引渡しが進められ、それに従わない場合は、裁判所の執行官が強制執行により子の引渡しを実現することが行われてきた。しかし、この強制執行について、民事執行法は明文の規定を置いておらず、執行官が直接子を引き離すことができるのか（直接強制ができるのか）、間接的な強制しかできないかについては争いがあった。そのような中、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」（いわゆるハーグ条約）が批准され、その国内実施法（以下「ハーグ実施法」という。）が2013年に成立し、2014年から施行された。子の実施法においては、子の解放を実施する行為は、まずは間接強制を行うべきとされ、それが功を奏しない場合に、直接的な執行ができるという規定が置かれた。また、上記解放実施行為は、子と債務者が同時にその場にいる場合でなければできないとされ、また、子に対して威力を用いることが禁止されるなどの規定が置かれた。これらは、子の解放実施行為が子の心理に大きなマイナスの影響や心理的負担を与えることに配慮したものであったが、その結果、強制執行に至っても引渡しを実現しない、いわゆる執行不能事案が増加するようになり、問題視されていた。そして、民事執行法においても、子の引渡しに関する規律を明確にするため、立法化の検討が同じく行われ、子に与える心理的影響に配慮しつつ、実効的に引渡しを実現する方策について、様々な議論がされてきた。そして、現在のところでは、間接強制を前置することについては、例外的に前置しない場合も規定すること、子と債務者の同時存在の原則も、一定の場合に例外を認めるなど、ハーグ実施法の規律を緩和する方向で意見がまとまりつつある。そして、これを受けて、ハーグ実施法についてもこれらと同様の規律にすべ

く、法改正の議論が始まったところである。

(3) その他

民事執行法の改正においては、以上のほか、反社会的勢力（日本では「暴力団」といわれる）が競売手続で不動産を取得することを防止する方策などについても議論がされている。

(追記)

2019年5月10日に、民事執行法及びハーグ条約国内実施法の一部改正法が成立し、同月17日に公布された。まず、(1)債務者財産の開示制度の実効性の向上については、債務者以外の第三者からの情報取得手続を新設し、①金融機関から預貯金債権や上場株式、国際等に関する情報を、②登記所から土地・建物に関する情報を、③市町村、日本年金機構等から給与債権（勤務先）に関する情報を裁判所を通じてそれぞれ取得できる制度が設けられた（改正民事執行法205条ないし207条）。その他、財産開示手続の申立権者の拡大や不出頭や虚偽陳述に対する罰則の強化もされた（改正法197条、213条）。次に、(2)不動産競売における暴力団員の買受け防止策として、暴力団員等の買受けを制限する規定を新設した（改正法65条の2、68条の4、71条）。次に、(3)国内の子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化と、ハーグ条約国内実施法に基づく国際的な子の引渡しの強制執行に関する規律の見直しがされた。前者については、執行裁判所が執行機関となって子の引渡しの実施を命ずる旨を決定し、これに基づき執行官が子の監護を解いて債権者に引き渡すという構造をとることを前提に、執行に当たっては、間接強制を前置しない場合を認め、さらに債務者と子がともにその場にいること（同時存在）は不要としつつ、子の利益保護の観点から、債権者の出頭を原則化した（改正法175条）。後者についても、上記と同じ規律を採用した（ハーグ条約国内実施法136条、140条）。この改正法は、公布後1年以内の政令で定める日から施行されることとなっている。